

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る小中学校体育施設開放利用者・利用団体遵守事項

※ 児童・生徒と他の利用者の安全を確保する観点から、以下の事項を遵守してください。

(1) 利用前

- ① 団体の責任者は、すべての団員に「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する利用者・利用団体遵守事項（本書）」の内容について周知徹底すること。
- ② 次の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）。
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合。
 - ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ③ 利用毎に「小中学校体育施設開放利用者チェックリスト」に記録すること。
 - ※ 体温は事前に検温してください。（来場者全員が対象）
 - ※ 代表者はチェックリストを取りまとめ保管し、半期毎に報告することになっている「館山市小中学校体育施設利用実績報告書」とともに提出すること。
- ④ マスクを持参すること（着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）。
 - ※ マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意すること。
 - ※ 気温、湿度が高い中でマスクを着用する際は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので注意すること。
- ⑤ 施設を利用する前に、必ず手洗い（石鹸を使い 30 秒以上）をすること。または、アルコール等による手指消毒を行うこと。

(2) 利用中

- ① 他の利用者、との距離（できるだけ 2m 以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ② 利用中に大きな声で会話，応援等をしないこと。
- ③ 感染防止のために定めたその他の措置の遵守，及び指示に従うこと。

- ④ 換気用に窓をあける等，換気に配慮すること。（1時間に2回以上，かつ，1回に5分以上，又は常時換気）
- ⑤ 各競技別に新型コロナウイルスに対する感染拡大防止措置（ガイドライン等）が示されているならば遵守すること。
※ 競技別のガイドライン等がない場合は，各団体で、感染拡大防止措置を定め遵守すること。状況により対応内容等提示を求める場合がある。
- ⑥ 利用前後のミーティング等も含め，三つの密を避け，会話時にマスクを着用するなど感染対策に十分に配慮すること。

（3）利用後

- ① 使用した器具及び施設のドアノブ等利用者が触れる箇所の消毒を行うこと。
※ 消毒の方法は別紙「利用施設の消毒方法（学校開放利用団体用）」のとおり。
- ② トイレを使用した場合，トイレ清掃及び消毒を行うこと。
- ③ 利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した者がいた場合は，教育委員会スポーツ課（TEL 2 2-3 6 9 6）に，速やかに報告することと伴に，チェックリスト及び連絡先名簿を提出すること。

（4）その他

- ① この遵守事項は，当面の間（新型コロナウイルスの感染が終束する頃まで）継続して遵守すること。内容等に変更がある場合はその都度通知する。
- ② この遵守事項が守られない場合，児童・生徒の安全及び，他の利用団体の安全が確保できない状況となるので，当該学校体育施設，全ての団体の利用を停止します。
適宜